

平成29年4月1日より土壌汚染対策法の特定有害物質に  
クロロエチレンが追加されました。

土壌汚染対策法第二条第一項の政令で定める物質(特定有害物質)としてクロロエチレン(別名;塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)が指定されました。従来は「塩化ビニルモノマー」の呼称が使われていましたが施行後は「クロロエチレン(別名;塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)」の呼称へ変わります。また、今回クロロエチレンは、1,4-ジオキサンと共に土壌汚染に係わる環境基準項目にも追加されました。

### 【土壌汚染対策法に定めるクロロエチレンの基準値】

項目	基準値
土壌溶出量基準	0.002mg/L以下であること
土壌含有量基準	設定なし
地下水基準	0.002mg/L以下であること
第二溶出基準	0.02mg/L以下であること
土壌ガス調査における定量下限値	0.1volppm

### 【その他の基準値】

項目	クロロエチレン基準値	1,4-ジオキサン基準値
土壌環境基準	0.002mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
地下水環境基準	0.002mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
一律排水基準	設定なし	0.5mg/L以下であること
特定地下浸透基準	0.0002mg/L以下であること	0.005mg/L以下であること
産業廃棄物溶出基準	設定なし	0.5mg/L以下であること

条例等での基準値については、上記と異なる場合もありますのでご確認下さい。  
(建設発生土の受け入れ基準や、残土条例の基準も順次変更されています。)

◎ 株式会社 日立産機ドライブ・ソリューションズ

環境ビジネス事業部 環境管理センター 担当:津上、西村、吉野

千葉県習志野市東習志野3-15-11 〒275-0001

TEL: 047-477-5098 FAX: 047-4777-5324

HP: <http://www.hitachi-ies-ds.co.jp/>

< 土壌汚染対策法、土壌環境基準の改正 >

【改定・見直しされた基準値等の一覧】（2017年4月1日現在）

カドミウム、1,4-ジオキサン他、最近改定、新設された基準の一覧です。単位=mg/L

★新設（1,4-ジオキサン及び塩化ビニールモノマーの土壌環境基準） 2017.4.1施行  
 塩化ビニールモノマーについては、クロロエチレンへ名称が変更となりました。  
 ※カドミウム、トリクロロエチレンについては、今後改定予定の基準値です。  
 上記の他、シス1,2-ジクロロエチレンについては、トランス体との合計値を1,2-ジクロロエチレンとすること  
 となっていますが、地下水環境基準のみに適用されています。  
 （水質環境基準、排水基準、土壌環境基準、地下浸透基準、廃棄物溶出基準は未対応）

物質名	水質環境基準	地下水環境基準	一律排水基準	※地下浸透基準	土壌環境基準	産業廃棄物溶出基準
【新設】 1,4-ジオキサン	0.05	0.05	0.5	0.005	0.05★	0.5
カドミウム	0.003	0.003	0.03	0.001 [据え置き]	0.01→ 0.003?※	0.09
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	1	0.002	0.1	1
トリクロロエチレン	0.01	0.01	0.1	0.002 [据え置き]	0.03→ 0.01?※	0.1
塩化ビニールモノマー →クロロエチレン	0.002	0.002	[未設定]	0.0002	0.002★	[未設定]

【※地下浸透基準について】

水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める方法による。  
 地下浸透する水はこの値以下で管理する⇒有害物が検出されないとする基準

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.001	テトラクロロエチレン	0.0005	シマジン	0.0003
シアン	0.1	ジクロロメタン	0.002	チオベンカルブ	0.002
有機りん	0.1	四塩化炭素	0.0002	ベンゼン	0.001
鉛	0.005	1,2-ジクロロエタン	0.0004	セレン	0.002
六価クロム	0.04	1,1-ジクロロエチレン	0.002	ホウ素	0.2
ヒ素	0.005	1,2-ジクロロエチレン	0.004	フッ素	0.2
水銀	0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	アンモニア性窒素	0.7
アルキル水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	亜硝酸性窒素	0.2
PCB	0.0005	1,3-ジクロロプロパン	0.0002	硝酸性窒素	0.2
トリクロロエチレン	0.002	チウラム	0.0006	1,4-ジオキサン	0.005